

(4) 公示番号 内共第5号

ア	漁業の種類、名称および時期	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい	〃
〃	ふな	〃
〃	いわな	〃
〃	やまめ	〃

イ 漁場の位置  
福井市(旧越前村および旧清水町を除く)、今立郡池田町および吉田郡永平寺町(旧松岡町に限る)

ウ 漁場の区域  
次流の区域。

エ 支流の区域  
ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線と(ウ)と(エ)とを結ぶ線との間の部分の区域を除く。

オ 基礎点  
基礎点第7号 福井市大瀬町日野川右岸との交差点  
基礎点第8号 足羽川ダム建設分木堰から下流50メートルの部子川左岸

カ (ア) 足羽川ダム建設分木堰から下流50メートルの部子川左岸  
キ (イ) 足羽川ダム建設分木堰から下流50メートルの部子川左岸  
ク (ウ) 足羽川ダム建設分木堰から下流50メートルの部子川左岸  
ケ (エ) 足羽川ダム建設分木堰から下流50メートルの部子川左岸  
コ (オ) 足羽川ダム建設分木堰から下流50メートルの部子川左岸  
カ (キ) 本海川分水施設射砂ダムから上流50メートルの本海川左岸  
ク (ク) 本海川分水施設射砂ダムから上流50メートルの本海川左岸

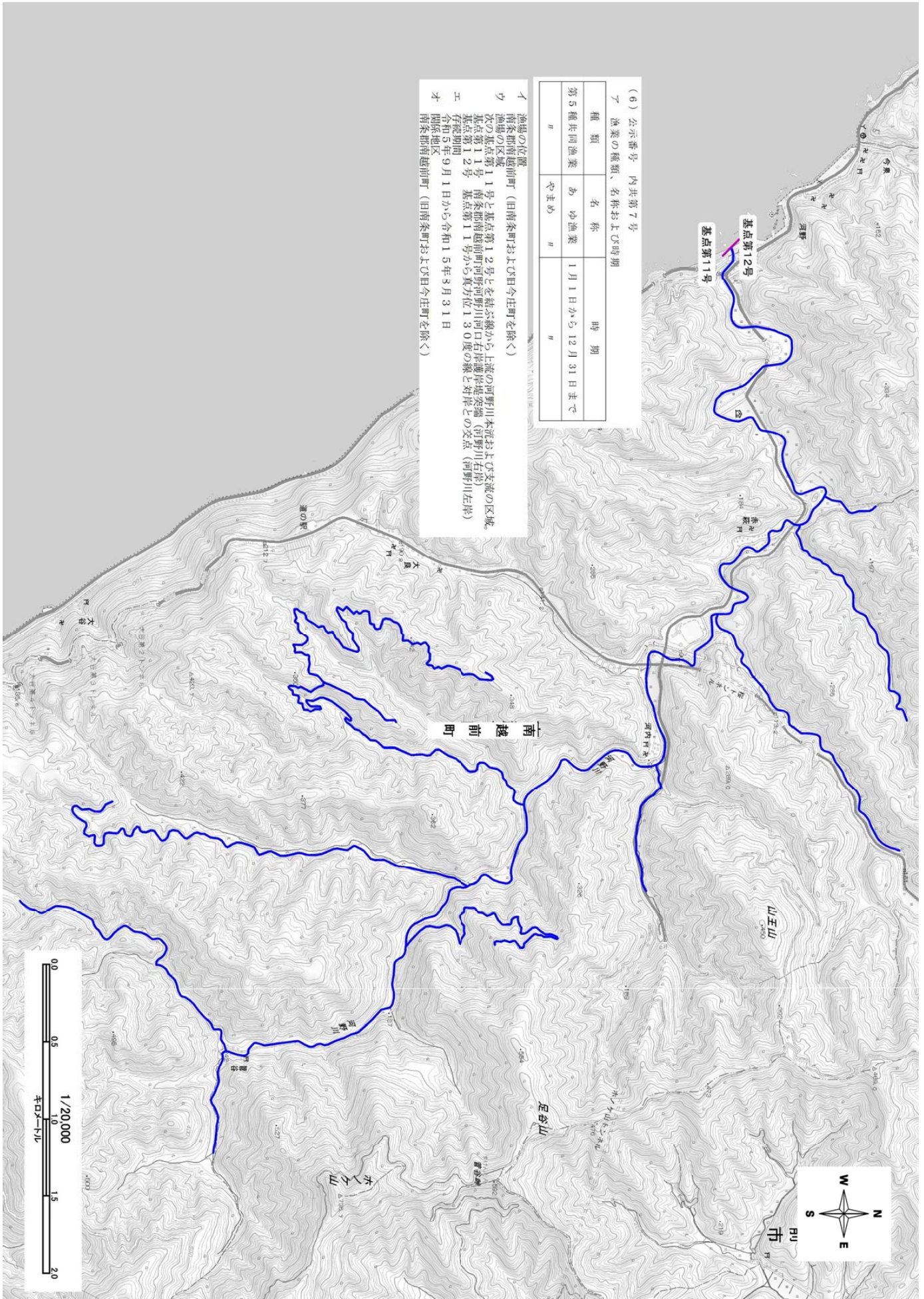
キ 有効期間  
令和5年9月1日から令和15年8月31日

オ 関係地区  
福井市(旧越前村および旧清水町を除く)、今立郡池田町および吉田郡永平寺町(旧松岡町に限る)





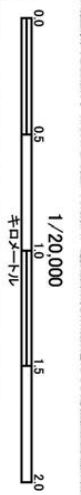




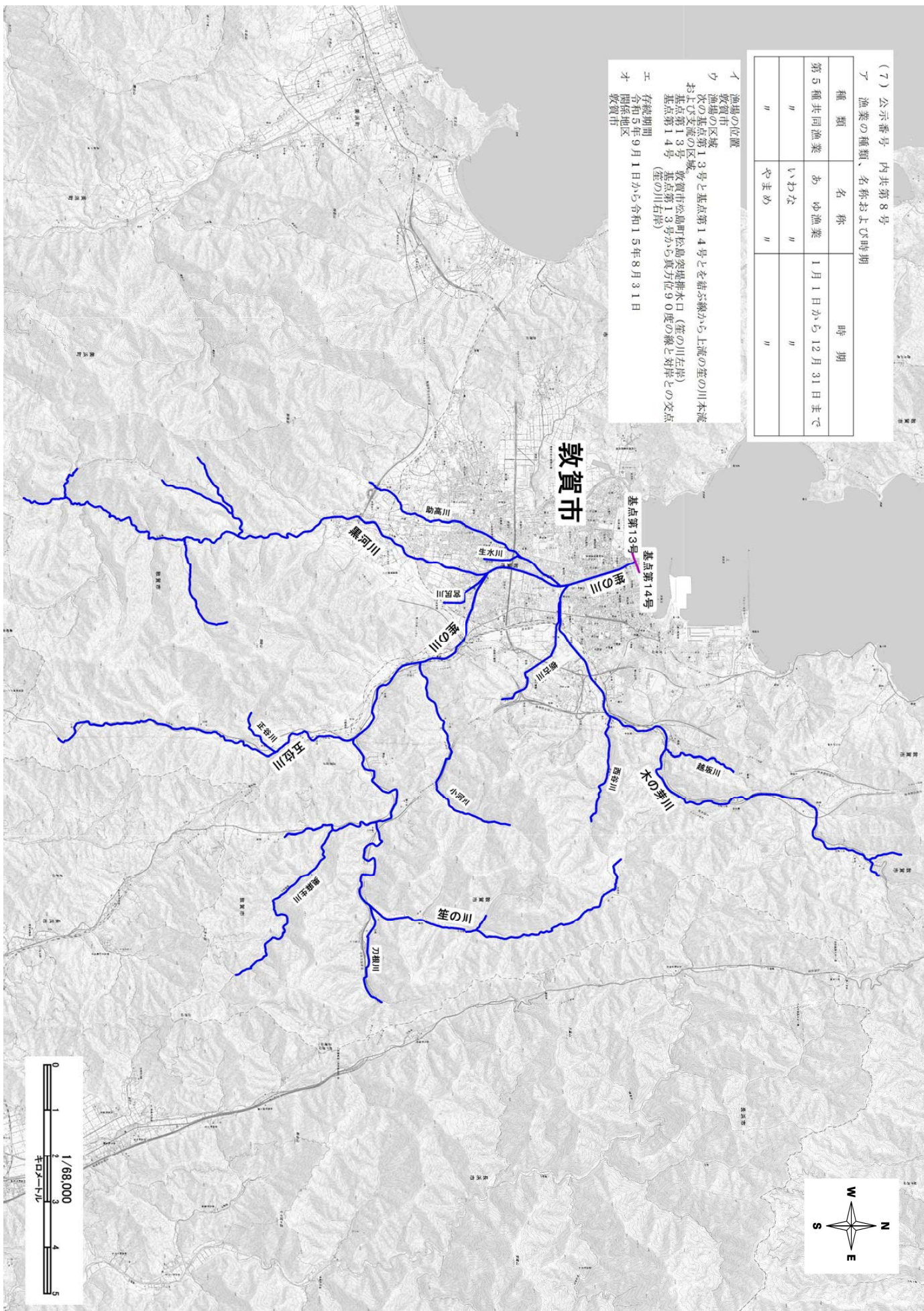
(6) 公示番号 内共第7号

ア 漁業の種類、名称および時期	種類	名称	時期
第5種共同漁業	あ	妙漁業	1月1日から12月31日まで
	イ	やまめ	"

イ 漁場の位置  
 ウ 南条郡南越前町(旧南条町および旧今庄町を除く)  
 エ 漁場の区域  
 オ 基点第11号 南条郡南越前町河野町河内右岸(河野町右岸)  
 基点第12号 基点第11号から真方位130度の線と対岸との交点(河野町左岸)  
 エ 令和3年9月1日から令和5年3月31日  
 オ 南条郡南越前町(旧南条町および旧今庄町を除く)



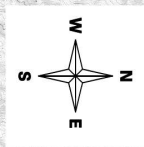




イ 漁場的位置  
敦賀市  
油島地区  
ウ 基点第13号と基点第14号とを結ぶ線から上流の笙の川本流  
および支流の区域  
エ 敦賀市空島町空島強揚排水口(笙の川左岸)  
オ 基点第13号 基点第14号  
カ 基点第14号(笙の川右岸)  
キ 存続期間  
ク 令和5年9月1日から令和15年8月31日  
ケ 関係地区  
コ 敦賀市

(7) 公示番号 内共第8号

種 類	名 称	時 期
第5種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いわな	"
"	やまめ	"



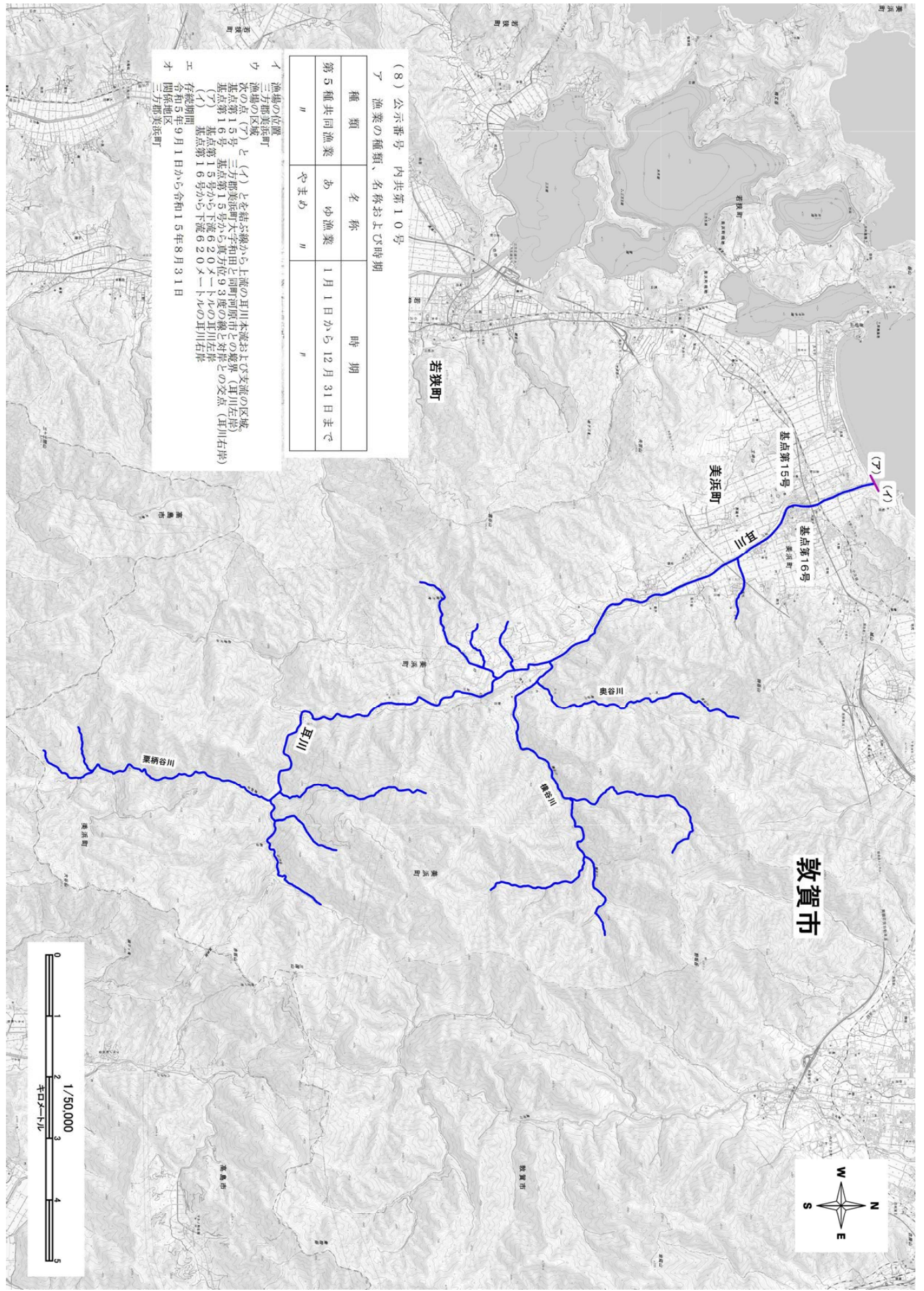


(8) 公示番号 内共第10号

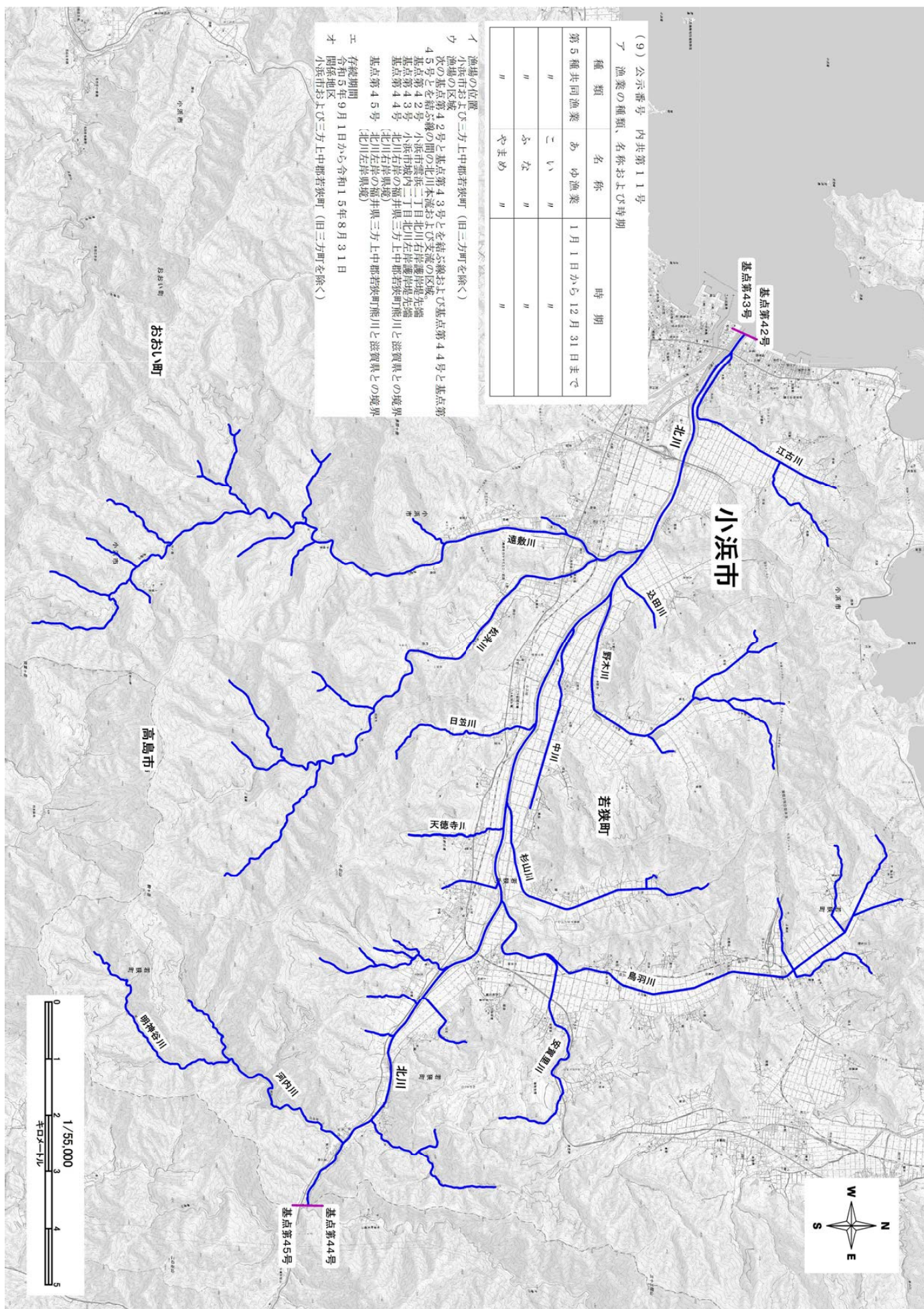
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
ハ	やまめ	ハ

イ 漁場の位置  
 三方郡美浜町  
 ウ 漁場の区域  
 次の点(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の耳川本流および支流の区域  
 基点第15号 基点第16号 三方郡美浜町大字和田と同町河原市との境界(耳川左岸)  
 基点第15号から真方田と同町河原市との境界との交点(耳川右岸)  
 (ア) 基点第15号から下流620メートルの耳川左岸  
 (イ) 基点第16号から下流620メートルの耳川右岸  
 エ 存続期間  
 令和5年9月1日から令和15年8月31日  
 オ 関係地区  
 三方郡美浜町







(9) 公示番号 内共第11号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい	〃
〃	ふな	〃
〃	やまめ	〃

イ 漁場の位置  
 小浜市および三方上中郡若狭町(旧三方町を除く)  
 ウ 漁場の区域  
 次の基点第42号と基点第43号とを結ぶ線および基点第44号と基点第45号とを結ぶ線の間の北川本流および支流の区域  
 4 基点第42号 小浜市東区内北川右岸護岸堤先端  
 基点第43号 北川右岸の福井県三方上中郡若狭町(旧三方町)と滋賀県との境界  
 基点第44号 北川右岸の福井県三方上中郡若狭町(旧三方町)と滋賀県との境界  
 基点第45号 北川左岸の福井県(北川左岸果樹園)  
 エ 存続期間  
 令和5年9月1日から令和15年8月31日  
 オ 関係地区  
 小浜市および三方上中郡若狭町(旧三方町を除く)

小浜市

おおい町

高島市

若狭町

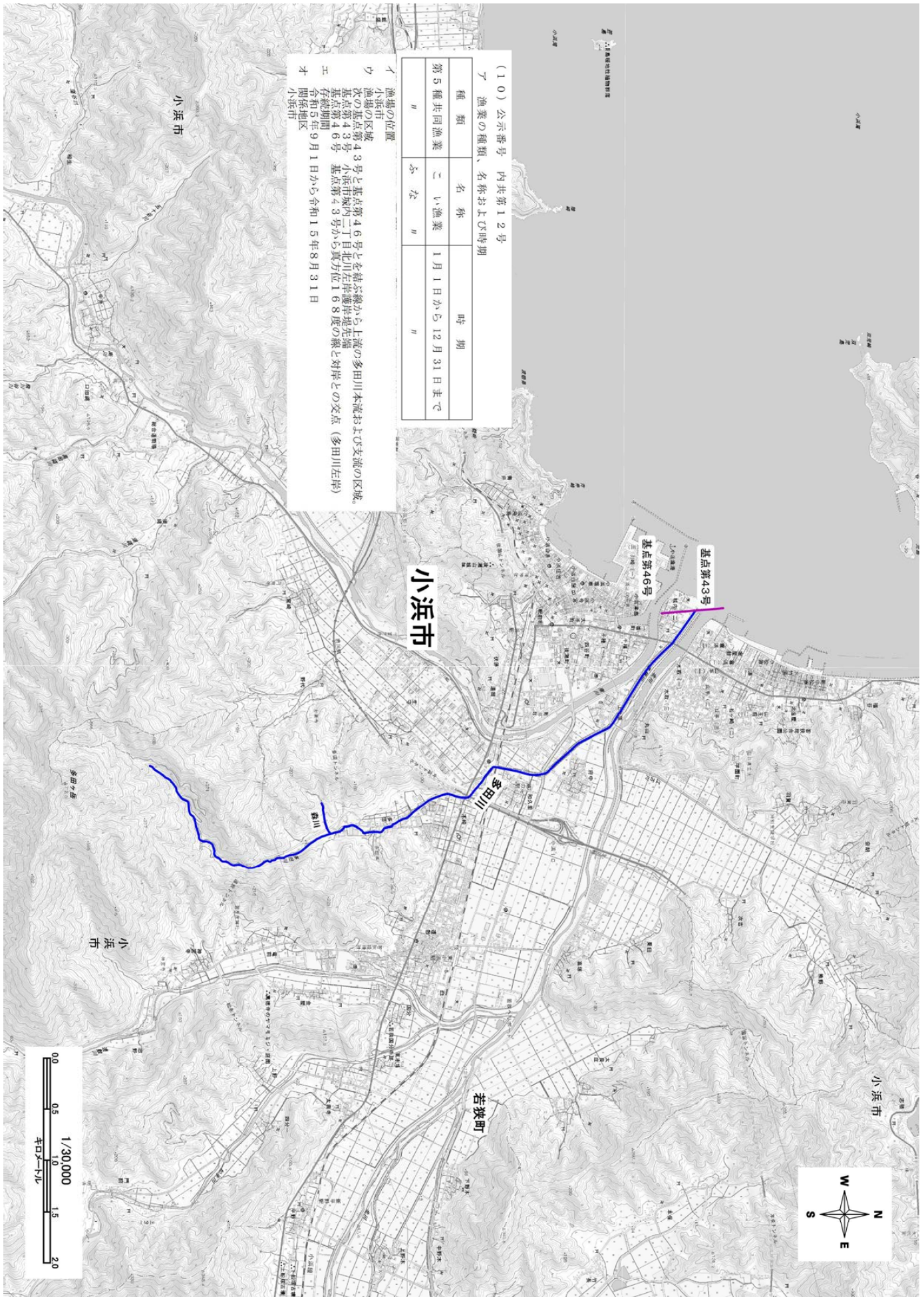




(10) 公示番号 内共第12号  
 テ 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	〃	〃

イ 漁場の位置  
 小浜市  
 漁場の区域  
 次の基点第43号と基点第46号とを結ぶ線から上流の多田川本流および支流の区域。  
 基点第43号 小浜市城内二丁目北川左岸護岸堤先端  
 基点第46号 小浜市第43号から真方位168度の線と対岸との交点 (多田川左岸)  
 エ 存続期間  
 令和5年9月1日から令和15年8月31日  
 オ 関係地区  
 小浜市





(11) 公示番号 内共第13号

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あ 砂漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こ い漁業	〃
〃	ふ な 〃	〃
〃	やまめ 〃	〃

- イ 漁場的位置  
漁場および大坂郡おおい町(旧大坂町を除く)
- ウ 漁場区域  
次の基点第47号と基点第48号とを結ぶ線から上流の南川本流および支流の区域、  
基点第47号 小浜市津越南川右岸津越岸堤先端  
基点第48号 基点第47号から真方位22.2度3.0分の線と対岸との交点  
(南川左岸)
- エ 存続期間  
令和5年9月1日から令和15年8月31日
- オ 関係地区  
小浜市および大坂郡おおい町(旧大坂町を除く)

